

京(みやこ)安心すまいセンター★ニュース

京都市主催のすまいに関する講座情報と、すまいに役立つワンポイント情報をご紹介します

2018
No.1

京都市主催 すまいスクール

すまいの終活① 生前整理編

高齢になるにつれて億劫になる片付け。いつの間にか物が増え、つまずいて事故になることも。万が一の時、家族に迷惑をかけないように、現在の家庭内の安全性と将来の相続を視野に入れた身の回りの整理方法を解説します。

日時 平成30年6月30日(土)

午後2時～3時30分

講師 橋本敦子氏

(一般社団法人 生前整理普及協会)

対象 どなたでも

定員 50名(要申込, 先着順)

参加料 無料



すまいの終活② 不動産相続編

不動産は、残された家族にとっての大切な財産であり、同時に、将来のトラブルの元となり得るもの。安心して引き継ぐための不動産相続の基本について学びます。

日時 平成30年7月28日(土)

午後2時～3時30分

講師 井上誠二氏(一般社団法人

相続相談センター 副理事長)

三方正行氏(司法書士)

対象 どなたでも

定員 50名(要申込, 先着順)

参加料 無料



上記講座
会場はこちら

会場 アーバネックス御池ビル東館2階会議室

住所 中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1

アクセス 地下鉄烏丸線「烏丸御池」駅3-1
または3-2番出口すぐ



★「すまいスクール」は、「京都市安心すまいづくり推進事業」の一環として、京都市住宅供給公社 京(みやこ)安心すまいセンターが企画・運営する講座です。

FAX 075-744-1637

代表者氏名			電話番号		
住所	〒 ー				
参加講座	1	講座名			
		参加人数	大人	名 / 子ども	名
参加講座	2	講座名			
		参加人数	大人	名 / 子ども	名
このチラシをどこで入手されましたか?					

FAXでお申込みされる方は、この用紙を切らずにそのまま FAXしてください。

お申込み方法

下記、京(みやこ)安心すまいセンターまで、お電話、FAX、またはホームページにてお申込みください。

- 申込期間：6月1日(金)～開催日の前日
※定員に達し次第、締め切ります。
- 記入事項：代表者氏名、電話番号、住所、参加講座名、参加人数
- 後日、会場案内を記載した受講票をお送りいたします。

お申込み・お問合せ先

京(みやこ)安心すまいセンター

TEL. 075-744-1670

(午前9時30分～午後5時)

※水曜日・祝日・年末年始は休館)

HP：京(みやこ)すまいの情報広場

<https://miyakoanshinsumai.com/>



すまいのワンポイント

皆さんのすまいには和室がありますか？ 限られた間取りで、優先順位を考えると、和室はなし、という方も多いのでは。家具もダイニングテーブルやソファ、ベッドと洋風なものが便利でおしゃれ、そしてお手軽ですよ。そこに、ちょっとした工夫で日本ならではの「季節感」を取り入れてみませんか？

リビングに床の間風コーナーを

- 壁にはのれんやファブリックパネルなど → 素材や色、柄で季節感を
- 床材と違う素材でめりはりを → 市販の棚板や畳風マットで
- 季節に合わせた小物を飾る → ガラスの器にグリーンを合わせて



作ってみよう! あるもの★ファブリックパネル



材料 厚紙、両面テープとハンカチ、古着、タオルやクッションカバーなど
布ならなんでもOK!

- ①好きなサイズで段ボールや厚紙をカット(大きすぎないほうがおススメ)
- ②それよりタテヨコ5cmぐらい大きめに布をカット(まっすぐじゃなくても大丈夫)
- ③厚紙に両面テープを貼りつけて布でくるめば完成(ちょっとひっぱり気味がコツ)



Q&A

～よくあるすまいのご質問にお答えします～

Q 家を新築したところ、お隣から「ウチに面した窓には目隠しをして」といわれました。目隠しはつけないといけないのでしょうか。

A 民法第235条第1項に、「境界線から1メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことができる窓又は縁側(ベランダを含む。)を設ける者は、目隠しをつけなければならない。」と規定されています。ただし、民法第236条には、「異なる慣習がある場合は、その慣習にしたがう。」とありますので、すまいの地域で目隠しをつける慣習がなければ、設置する必要はありません。その場合でも、今後のお付き合いや、お互いのプライバシー保護のためにも、十分に話し合いをして、目隠しをつけることを考えてはいかがでしょうか。

目隠しをするなら



隙間の少ないフェンスや塀



取り外しや開閉ができない不透明パネル

すまいの「悩み」について アドバイスします

1 一般相談 随時・電話・来館

センターの相談員が内容をおうかがいし、解決の手がかりについてアドバイスをします。

2 専門相談 日曜日・要予約・来館

建築、法律、不動産、分譲マンション管理の各分野について、専門的な知識が必要な相談に専門家が応じます。※回数制限あり



注意 営利目的、現在係争中の案件の相談や特定業者の紹介、トラブルの仲介は受け付けておりません。また、借家オーナーの方からの相談もお受けできません。

お問合せ先

京(みやこ)安心すまいセンター

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池 東南角
アーバネックス御池ビル西館4階

TEL. 075-744-1670

FAX. 075-744-1637

(午前9時30分～午後5時
※水曜日・祝日・年末年始を除く)

HP: 京(みやこ)すまいの情報広場

<https://miyakoanshinsumai.com/>

